

## 公立置賜長井病院改築工事特定建設工事共同企業体取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、置賜広域病院企業団財務規程に定めがあるもののほか、公立置賜長井病院改築工事特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の取扱い)

第2条 公立置賜長井病院改築工事請負業者選定プロポーザル方式に係る手続開始の公告による、プロポーザルへの参加を希望する者は、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請及び入札参加資格確認申請書（別記様式第1号）を公告で定める日までに置賜広域病院企業団企業長（以下「企業長」という。）に提出するものとする。

2 企業長は、提出のあった特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請及び入札参加資格確認申請書によりプロポーザルへの参加資格を確認する。

3 企業長は、資格審査及び入札参加資格の確認結果について、有資格者と確認された申請者に対しては、特定建設工事共同企業体入札参加資格承認及び入札参加資格確認通知書（適格者用）（別記様式第2号）によりその旨通知する。

4 企業長は、資格審査及び入札参加資格確認の結果、不適格とみなされた者には、理由を付して特定建設工事共同企業体入札参加資格承認及び入札参加資格確認通知書（不適格者用）（別記様式第2号）により通知する。

(構成員の数)

第3条 特定共同企業体の構成員の数は、任意に結成された2社とする。

(構成員の要件)

第4条 特定共同企業体の構成員は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

1 最新の経営事項審査における工事の総合評定値(P点)が1,700点以上で、特定建設業の許可を得ている者であり、かつ公告の日から過去10年間に100床以上の病院の施工実績が3件以上あること。

また、長井市内に本社（本店）を有し、最新の経営事項審査における建築一式工事の総合評定値(P点)が700点以上の者であること。

2 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項に規定する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

3 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱の規定による停止措置を受けていない者である

こと。

- 4 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしていない者
- 5 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしていない者
- 6 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条の6に規定する暴力団員でない者

（代表者）

第5条 特定共同企業体の代表者は、構成員のうち、最新の経営事項審査における工事の総合評定値(P点)が1,700点以上の者とする。

（出資割合）

第6条 特定共同企業体の構成員のうち最小の出資割合は30%以上とし、代表者の出資割合は、構成員のうち最大でなければならない。

（協定書）

第7条 入札に参加しようとする建設業者は、第2条に定める建設工事共同企業体入札参加資格審査申請及び入札参加資格確認申請書の提出期限までに、建設工事共同企業体協定書の写しを企業長に提出しなければならない。

（解散の時期）

第8条 特定共同企業体は、当該請負契約履行後3月を経過するまでの間は、解散することができないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注工事に係る契約の相手方とならなかった特定共同企業体は、当該請負契約が締結された日に解散するものとする。

（委任）

第9条 この要領に定めのない事項は、山形県建設工事共同企業体運用基準を参考にし、置賜広域病院企業団建設工事等指名業者選定審査会で決定するものとする。

附 則

この要領は、令和元年5月13日から適用する。

置賜広域病院企業団

企業長 あて

共同企業体名 \_\_\_\_\_

代表者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 ㊟

構成員 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 ㊟

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書および入札確認申請書

年 月 日付で公告のありました下記のプロポーザルに係る入札参加資格の確認について、下記の書類を添えて申請します。

なお、公告された資格を有すること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 名 称

添付書類

- (1) 建設工事共同企業体協定書の写し

〇〇〇〇建設共同企業体

令和 年 月 日

代表 様

置賜広域病院企業団

企業長 中山 順子 ㊟

公立置賜長井病院改築工事請負業者選定プロポーザル  
参加資格確認通知書（適格者用・不適格者用）

記

1 確認結果

以上

事務局

山形県長井市屋城町2番1号

公立置賜長井病院 事務部

（担当者名）事務長 多田茂之

（電話番号）0238-84-2161

（FAX番号）0238-84-2642

（E-mail）ng-info@okitama-hp.or.jp